

令和6年度群馬県立高等学校 フレックススクール秋季入学のための入学者選抜実施要項

群馬県立高等学校のうちフレックススクール（前橋清陵高等学校及び太田フレックス高等学校の2校）の令和6年度秋季入学のための入学者選抜は、この要項によって実施する。

I フレックススクール秋季選抜（定時制課程）

1 選抜日程

入学願書等受付	令和6年8月19日（月）、8月20日（火）
選抜検査実施	令和6年8月22日（木）
合格者発表	令和6年8月26日（月）
追検査実施	令和6年8月29日（木）
追検査合格者発表	令和6年9月 2日（月）

2 募集人員

学校名	学科・部等	性別	募集人員
前橋清陵高等学校	普通科・昼間部	男女	若干名
	普通科・夜間部	男女	若干名
太田フレックス高等学校	普通科・Ⅰ部（午前部）	男女	若干名
	普通科・Ⅱ部（午後部）	男女	若干名
	普通科・Ⅲ部（夜間部）	男女	若干名

3 応募資格

次の（1）又は（2）に該当する者とする。

- （1）学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- （2）学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

4 出願の制限

- （1）通学区域は、全県一区とし、1校1部に限り出願できる。
ただし、同一高等学校において高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望及び第2志望を志願することができる。
- （2）高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- （3）隣接県の隣接する学区・地域から隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び同協定の細部協定により志願する場合、又は、県外居住者で一家転住等の特別な事情があって志願する場合は、出願以前に志願先高等学校に問い合わせ、所定の手続きを行うこととする。
なお、手続きについては、「令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。

5 出願手続

- （1）志願者は、次の出願に係る提出書類ア、イを、出身中学校等の校長（以下「中学校長等」という。）を経由して、高等学校長に提出する。

ア 「入学願書」(様式1-1、5ページ)

イ 「インタビューシート」(様式2、7ページ)

受検料(950円)については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を「入学願書」に貼付する。
- ・払込書(様式3、8ページ)による場合は、実施校から配布される「県立高等学校入学者選抜受検料払込書」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で950円を事前に払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。

(2) 中学校長等は、当該志願者の「調査書」(「令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」の様式3-1、27ページ。厳封とする。)を、志願者の提出書類と合わせて高等学校長に提出する。

なお、平成31年3月から令和5年3月までに中学校等を卒業した者については、「群馬県教育委員会Webページ(<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/>)」に掲載されている当該年度卒業生用の様式による。また、中学校卒業後5年を経過した者については、卒業証明書及び住民票の提出をもって、調査書の提出に代えることができる。

(3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者が出願する場合は、調査書に代えて当該課程を修了したことを証明する書類(成績等を含むもの)を提出するものとする。

また、出願時に海外に居住している場合は、帰国後の居住地を確認することができる書類(様式は特に定めない。)を提出するものとする。

(4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験合格者が出願する場合は、調査書の提出は不要とし、同認定試験の認定証書の写しを提出するものとする。

(5) 入学願書等受付は、8月19日(月)午前9時~午後4時、8月20日(火)午前9時~正午に、各高等学校で行う。

(6) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」(様式1-2、6ページ)を交付する。

6 検査

(1) 志願者は、各高等学校長が定めた検査(面接及び作文等)を受けなければならない。

受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

(2) 検査は8月22日(木)に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

7 選抜方法

(1) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書と高等学校長が定めた検査(志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施する面接及び作文等)の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

(2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

8 合格者の発表

各高等学校で、8月26日(月)午前10時に行う。発表方法は、合格者の受検番号を掲示するものとする。

事項	期日	備考
入学願書等受付	8月19日(月)、8月20日(火)	8月19日は午前9時から午後4時までとし、8月20日は午前9時から正午までとする。
検査(面接等)実施	8月22日(木)	前記6による。
合格者発表	8月26日(月)	前記8による。

9 追検査

- (1) 追検査の対象は、フレックススクール秋季入学のための入学者選抜に志願した者のうち、学校保健安全法施行規則第19条で出席停止の扱いが定められている感染症に感染し、本検査当日に受検できない者及び本検査当日の事故や交通遮断などの本人の責に帰さない理由により受検できない者で、フレックススクール秋季入学のための入学者選抜の全てを受検できない状況となり、志願先高等学校・学科等における追検査の受検を希望する者。
- (2) 募集人員は若干名とする。
- (3) 対象者のうち追検査の受検を希望する者は、追検査の受検の意思を、8月22日（木）の午前9時までに、志願先高等学校長に伝える。あわせて、「追検査受検申請書」（様式4-1、9ページ）を、交付済みの「受検票」の写しとともに、8月28日（水）の正午までに、志願先高等学校長へ提出する。
- (4) 「追検査受検申請書」等を受理した高等学校長は、「追検査受検申請書」等の書類を確認し、「追検査受検承認書」（様式4-2、9ページ）を交付する。
- (5) 検査、選抜方法については、「6 検査」「7 選抜方法」に準ずるものとする。
受検の際には、「受検票」及び「追検査受検承認書」を提示するものとする。
- (6) 面接及び作文は、8月29日（木）に行うこととし、方法、内容、会場等については、高等学校長が定めるものとする。
- (7) 合格者発表は、各高等学校で、9月2日（月）午前10時に行う。発表方法は、合格者の受検番号を掲示するものとする。

事 項	期 日	備 考
志願先高等学校長への連絡	8月22日（木）	午前9時までとする。
追検査受検申請書等提出	8月28日（水）	正午までとする。
検査（面接等）実施	8月29日（木）	前記（6）による。
合格者発表	9月 2日（月）	前記（7）による。

10 その他

- (1) 詳細については、実施校に問い合わせること。
- (2) 「入学願書」、「調査書」用紙、「払込書」及び「志願者案内」等については、実施校から受け取ること。

Ⅱ フレックススクール秋季選抜（通信制課程）

1 募集人員

学校名	学科	性別	募集人員
前橋清陵高等学校	普通科	男女	若干名
太田フレックス高等学校	普通科	男女	若干名

2 応募資格

次の（１）又は（２）に該当する者とする。

- （１）学校教育法第５７条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- （２）学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者

3 出願の制限

「Ⅰ フレックススクール秋季選抜（定時制課程） 4 出願の制限」（１ページ）に準ずる。

4 出願手続

志願者は、次の書類（１）、（２）を提出する。

- （１）入学願書（実施校所定の用紙による。）
- （２）次に掲げるア又はイのうち、該当するもの１部
 - ア 「２ 応募資格（１）」に該当する者は、「調査書」（「令和６年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」の様式３－１、２７ページ。厳封とする。）を、志願者の提出書類と合わせて高等学校長に提出する。
なお、平成３１年３月から令和５年３月までに中学校等を卒業した者については、「群馬県教育委員会 Web ページ (<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/>)」に掲載されている当該年度卒業生用の様式による。また、中学校卒業後５年を経過した者については、卒業証明書及び住民票の提出をもって、調査書の提出に代えることができる。
 - イ 「２ 応募資格（２）」に該当する者は、修学した学校の成績証明書及び修了（卒業）証明書等

5 出願期間等

高等学校長が定めるものとする。

6 選抜方法

選抜は、提出された書類の審査によって行うことを原則とする。なお、選抜方法等については、高等学校長が定めるものとする。

7 合格者の発表

可否については、実施校から本人宛てに通知する。

8 その他

- （１）詳細については、実施校に問い合わせること。
- （２）「入学願書」、「調査書」用紙及び「志願者案内」等については、実施校から受け取ること。

※	部	※	番
---	---	---	---

入 学 願 書

令和 年 月 日

県立 高等学校長 様

私は、貴校に入学を志願いたします。

入学者選抜の種類		フレックススクール秋季選抜（定時制課程）		写 真 (縦 4 cm × 横 3 cm) 正面上半身脱帽 令和6年4月1日以降 に撮影したもの カラー、白黒いずれも可
志望する 学科・部	第1志望	普通科	部	
	第2志望	普通科	部	
志 願 者	ふりがな 氏 名	(昭和・平成 年 月 日生)		
	現住所	郵便番号	—	
	出身 中学校等	中学校	令和 平成	年 月 日 卒 業
保 護 者	氏 名			
	現住所	<input type="checkbox"/> 志願者の欄に同じ	郵便番号	—

・入学志願者の受検料については、領収済証明書（領収印のあるもの）又は群馬県収入証紙（群馬県証紙）950円分をこの欄に貼る。
なお、証紙には印を押さない。

令和6年度群馬県立高等学校
フレックススクール秋季選抜(定時制課程)

受 検 票

写 真

(縦4cm×横3cm)

正面上半身脱帽
令和6年4月1日以降
に撮影したもの
カラー、白黒いずれも可

受 検
番 号

※

氏 名

県立

高等学校

志
望
す
る
部

第1志望 普通科 部

第2志望 普通科 部

校 印

- 校印のないものは無効とする。
- 受検の際に必ず持参する。
- 入学手続関係書類交付などの際にも必要となるので、受検後も大切に保管する。

令和6年度群馬県立高等学校
フレックススクール秋季選抜(定時制課程)
選 抜 日 等

○ 検査実施日

令和6年8月22日(木)

検査を受検する際の携帯品は、受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムとする。その他の携帯品については、必要に応じて高等学校長が定める。

(記入上の注意)

- 1 志願者は、「入学願書」及び「受検票」の※印欄以外について、黒のボールペン又は黒の万年筆を使用し、全て記入する。
ただし、保護者欄については、保護者が記入する。(令和6年10月1日現在で満18歳以上の志願者については、保護者欄の記入は不要。)
なお、保護者の現住所が志願者の現住所と同一の場合には、現住所欄の「志願者の欄に同じ」の口の中に✓を記入する。
また、所定の**写真(2か所に同一のもの)**を貼付する。
- 2 第2志望欄は、第2志望を認めている学校で第2志望を志願しない場合のみ斜線を引く。
- 3 現住所欄については、本県居住者は郡・市から記入する。
- 4 電話番号については、原則として携帯電話を避ける。

(様式2)

インタビューシート

氏名		受検番号	*
志願する学校	群馬県立		高等学校
志願する 学科等	第1志望	普通科	部
	第2志望	普通科	部

1 学校・学科等を志願する理由

2 これまでの3年を振り返って、頑張ったことや成長したと思うこと

(注意) ・志願者直筆とし、文字がはっきりと読めるよう記入する。ただし、*の欄は、何も記入しない。
・コピー(白黒)したものを提出し、本書は志願者が保管する。

(様式4-1)

追検査受検申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

私は、追検査の受検を希望するので、申請します。

受 検 番 号		課程等	フレックススクール
志願した学科等	第1志望	普通科	部
	第2志望	普通科	部
追検査の受検を希望する事由			
志願者氏名			
保護者氏名			

----- 切り取らないこと -----

(様式4-2)

追検査受検承認書

受検番号

志願者名

本校のフレックススクール秋季選抜（定時制課程）を志願していた上記の者について、追検査の受検を承認します。

※令和 年 月 日

※

高等学校長

氏

名

職 印

(注意) ※欄は、高等学校において記入する。それ以外は、志願者及び中学校長が全て記入する。

(様式 4 - 1 裏)

○ 記入及び提出上の注意

- 1 受検番号は、交付済みの受検票にある受検番号を記載すること。
- 2 令和 6 年 1 0 月 1 日現在で満 1 8 歳以上の志願者については、保護者欄の記入は不要とする。
- 3 追検査の受検を希望する理由は、フレックススクール秋季入学のための入学者選抜に係る検査等を受検できない理由を明記すること。
- 4 誤記等の訂正をする場合は、2 本線を引いて訂正する。
- 5 交付済みの「受検票」の写しとともに、志願先高等学校に提出すること。

----- 切り取らないこと -----

(様式 4 - 2 裏)

1 追検査の日程及び会場

高等学校長が定めるものとする。

2 注意

- (1) 追検査受検承認書は、受検票とともに必ず持参し、受検中は机の上に置くこと。
- (2) 受検する際の携帯品は、受検票、追検査受検承認書、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴムとする。また、腕時計の持ち込みは可とする。ただし、計算・通信機能等の付いていないものとする。